

7 近経第 228 号
令和 7 年 11 月 26 日

東京都新宿区西新宿 8-5-1
株式会社中央技術コンサルタンツ
代表取締役 甲斐 琴子 殿

近畿中国森林管理局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社の支店長が、公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕、起訴されたことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成 19 年 7 月 2 日付け 18 林政政第 793 号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和 8 年 1 月 25 日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

1 指名停止の期間 令和 7 年 11 月 26 日 ～ 令和 8 年 1 月 25 日（2 ヶ月）

2 指名停止の理由

株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和 7 年 7 月 21 日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年 8 月 8 日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。その後、株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長は、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、同年 8 月 20 日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴された。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 第 8 号ロ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当し、契約相手方として不相当であると認められるため。